

球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 業務名

球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託

(2) 目的及び概要

本村のウェブサイトは、平成27年にリニューアルを行い運用開始から8年が経過しており、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められている。現行のウェブサイトは、情報が点在し、閲覧者が目的の情報へすぐにはたどり着けないことやスマートフォンで閲覧した際に表が崩れて見づらいなどといったサイト構成の問題が生じている。

また、近年のウェブサイトには、必要な情報を伝えることと併せて、地域イメージの向上やブランド化によって交流人口や定住人口の増加などを図る、シティプロモーション効果も求められるようになってきていることから、ウェブサイトを通して、自治体が持つ魅力的な特徴を効果的に伝えていく必要がある。

これらの課題を解決し、かつ、情報発信力の強化や災害発生等の緊急時の対応、外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化などにも対応するため、本村ウェブサイトの全面リニューアルを実施する。

※ 詳細は、別紙1「球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地 外

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする。

(5) 提案上限額

8,110,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 選定スケジュール

実施公告	令和6年6月18日(火)
質問書提出期限	令和6年6月24日(月)
質問書回答期限	令和6年6月27日(木)
参加申込書提出期限	令和6年7月3日(水)
企画提案書等の提出期限	令和6年7月10日(水)
一次審査結果通知	令和6年7月17日(水)
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年7月23日(火) 予定
選定結果通知	令和6年7月26日(金) 予定
契約締結	令和6年8月1日(木) 予定

※ ただし、参加申込書提出者数等により、スケジュールを変更する可能性がある。

3 参加資格要件

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 過去3年度以内に、国、地方公共団体又はそれに準ずる団体等のホームページ作成及びCMS導入の実績を5件以上有している者であること。
- (2) 球磨村の現状を把握し、具体的な提案等ができること。
- (3) 履行期間を遵守できること。
- (4) 本業務を一括再委託しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 本村の入札参加資格の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第9条の規定による排除措置を受けていないこと。
- (9) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者であること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度又はプライバシーマーク制度における認証を受けていること。

4 公募方法

- (1) 公告及びプロポーザル実施要項等の公表
令和6年6月18日（火）に、本村公式ウェブサイトにて公表。
※ 様式等はダウンロードして利用すること。

5 参加申込書の提出

本件プロポーザル参加希望者は、参加申込書及びその他の必要書類等（以下「参加申込書等」という。）を各1部提出しなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

- (1) 提出書類等及び提出方法
次に掲げる書類を、持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 法人の概要（様式2）
 - ウ プロポーザル参加者の受注実績調書（様式3）※ 直近の同種業務の実績を5件以上記載。契約書の写し等、当該業務を受注したことが確認できる書類を添付すること。
- (2) 提出期限
令和6年7月3日（水）まで
※ 持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。
- (3) 提出先

6 参加辞退

参加申込書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて、参加辞退届（様式4）を提出すること。

（1）提出方法

電子メールにて提出。

（2）提出先

球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：木屋）

7 質問の受付及び回答

質問は簡潔にまとめ、質問書（様式5）に記入し、電子メールにより提出すること。電話、FAX 等による質問は受け付けない。

（1）提出期間

令和6年6月18日（火）から令和6年6月24日（月）午後5時まで
（必着）

（2）提出先

球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：木屋）

E-mail : a-kiya@kuma.kumamoto.jp

（3）質問書に対する回答

令和6年6月27日（木）までに、質問事項に対する回答を取りまとめて、村公式ウェブサイトに公表する。

8 企画提案書等の提出について

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は1者1案とする。

（1）提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書等提出届（様式6）	正本1部、副本5部
2. 企画提案書（様式は自由）	正本1部、副本5部
3. 企画提案書の電子データ（CD-R）	1枚
4. 見積書（構築費用・保守費用）	正本1部、副本5部
5. 工程表	正本1部、副本5部
6. CMS機能要件一覧【別紙2】	正本1部、副本5部
7. データセンター機能要件一覧【別紙3】	正本1部、副本5部
8. その他必要と思われる資料	正本1部、副本5部

（2）提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延などが発生した際、理由の如何を問わず本村は責任を負わない。

①提出期限

令和6年7月10日（水）午後5時まで

※ 郵送の場合も同日必着。

②提出先

9 企画提案書等の作成について

(1) 企画提案書の作成

仕様書及び別紙4「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

(2) 見積書の作成

ア 構築費用

設計関連費用、デザイン費、CMS導入費、外部ASP導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費など、仕様書の業務内容に基づき、リニューアル業務に係る全ての費用の合計を記載すること。ただし、各費用の合計金額は、提案上限額以内とする。

提案金額が提案上限額を上回った場合は、失格とする。

イ 保守費用

令和7年度以降の単年度の保守契約におけるハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守にかかる全ての費用の合計を記載すること。提案上限額による制限の対象には含まないが、審査の対象とする。

10. 審査及び選定方法

(1) 選考方法

審査を行うため、球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託事業者選定委員会を設置する。なお、審査は非公開とする。また、一次審査、二次審査ともに、評価や採点に関する問合せや異議は受け付けない。

(2) 審査方法

一次審査は、企画提案書の内容に基づく書類審査を実施し、二次審査は、プレゼンテーションを実施する。

なお、提案者が4者以上ある場合は、一次審査において得点が高い上位3者を選定し、当該3者により二次審査を実施するものとする。

①一次審査（書類審査）

- ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。
- ・一次審査の結果は、電子メールにより速やかに通知する。
- ・一次審査通過者には、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

②二次審査（プレゼンテーション）

- ・二次審査の実施場所及び実施時間は、一次審査の結果通知と併せて通知する。
- ・二次審査への出席者は、各参加者で3名以内とする。
- ・専門知識がない職員がウェブサイトの更新・作成を行うことを前提に、ページの作成や承認など日々の業務を想定したデモを行うこと。
- ・二次審査の時間は、50分（準備5分、提案25分（デモ含む）、質疑応答15分、撤収5分）程度とする。

※ 説明は、提出した企画提案書等の内容に基づくものとし、書類の追加は不可とする。

※ プレゼンテーションにおいて、事業者名を認識できるようなロゴ表現や口頭説明などはしないようにすること。

※ プロジェクター接続用のHDMIケーブルは村で準備するが、その他の接続端

- 子が必要な場合は、各参加者で準備すること。
- ・審査結果は、電子メールにより、令和6年7月26日（金）午後5時までに通知することを予定。
 - ・二次審査に参加できない者は、審査対象から除外するものとする。
- (3) 選定方法
- 別紙5「球磨村公式ウェブサイトリニューアル業務委託事業者選定審査基準」に基づき審査を行い、一次審査と二次審査の評価点の合計点が最も高い者を第一優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。
- ①選定にあたり、評価点と同点の者が2者以上あるときの対応
 - ・見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
 - ・見積価格が同じ場合、委員長が上位者を決定する。
 - ②有効な企画提案を行った参加者が1者のみのときは、評価点が430点以上であり、委員会が適正な提案と判断する場合は第一優先交渉権者とする。
- (4) 審査の対象外となるもの
- ①構築費用の見積価格が提案上限額を上回る場合
 - ②企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合
- (5) 審査結果の公表
- 村公式ウェブサイトにおいて優先交渉権者を公表する。

1.1 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和6年8月1日（木）（予定）に本業務に係る契約を締結する。

ただし、仕様書4に示すとおり、移行対象データ数が変動する予定のため、提案金額に基づいて再度見積書を提出した上、契約金額を決定する。

なお、本業務の全てを再委託することは一切認めないものとし、必要により、一部を再委託する場合は、本村と協議の上、その承認を得るものとする。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が不調と村が判断した場合は、次点交渉権者と本業務の委託について交渉を行う。

(3) 契約期間

ア リニューアル業務に係る業務委託契約

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

なお、リニューアル後のウェブサイトの本運用は令和7年4月1日（火）（予定）とする。

イ 運用保守に係る業務委託契約

令和7年度以降、本システムを利用する間、毎年度契約を更新する。

1.2 特記事項

- (1) 提案書等の作成・提出・プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、村は受託者との契約を解除することができる。
- (6) 災害の発生等のやむを得ない理由により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。

1 3 担当課

〒869-6401

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村役場 復興推進課 企画調整係

電話：0966-32-1114（直通）

FAX：0966-32-1141

E-mail：a-kiya@kuma.kumamoto.jp